米国医療保険制度改革の行方

はじめに

実施する考えを示している。 先課題の一つに掲げており、抜本的な医療保障制度改革を いる。クリントン大統領も選挙期間中から医療問題を最優 ない多数の未加入者の存在と医療費の高騰が問題となって 米国では、民間・公的いずれの医療保険にも加入してい

うとしている医療保険制度改革について考察し、今後の行 問題の実態を整理するとともに、クリントン大統領が行お 方を占ってみたい。 る作業部会において検討されている。本稿では、米国医療 具体的な改革案については、ヒラリー夫人を責任者とす

意とされている。

未加入者問題

日本の場合、一九六一年に国民皆保険制度が導入されて

武 藤 弘 明

が、それ以外の国民が医療保険に加入するかしないかは任 いてはメディケイドという公的医療保険制度の対象となる 者についてはメディケア、一定基準を満たした貧困者につ して存在しない。 ている。このため日本では米国のような未加入者は原則と おり、すべての国民が公的保険制度により医療保障を受け これに対して米国では、六五歳以上の高齢者、身体障害

度に大きな役割を果たしている。 め、国民は公的医療保険制度の対象とならなくてもその多 の家族のために民間保険会社等から医療保険を購入するた 療保障を受けており(図1)、民間保険会社が医療保障制 くは未加入者ではない。米国国民の約六割は企業からの医 通常米国では、企業が福利制度の一環として従業員やそ

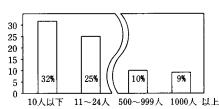
しかし、企業は従業員に対する医療保障給付を法的に義

各医療保険の加入者が全人口に占める割合



出所;議会調査局、人口調査(1990年3月)

企業規模別、未加入者数/従業員数(1992年)



人数は企業の従業員数 出所;米国企業福祉研究所

合は高くなっている。

る医療費の高騰が保険料の上昇をもたらし、

この問題を悪

後述す

化させている。

図 2 は、

企業規模別に未加入者数

/従業員

当てて来た。

医療費の高騰

企業等の中には医療保障給付を実施していない所も多く、

少なからぬ未加入者が存在する原因となっている。

務づけられていないため、

保険料負担に耐えられ

VI

中

小

数を見たものであるが、

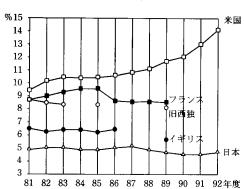
企業規模が小さい程未加入者の

障制度改革案は、 員とその家族であるため、これまで出された多くの医療保 あたる二八八○万人が、企業によって雇用されている従業 六三〇万人の未加入者が存在している。 米国企業福祉研究所の調査によれば一九九一年時点で三 企業の従業員に対する医療保障に焦点を このうち約八割

である「国民医療費」を、GNPに対する割合で国際 図3は、 国民全体が一年間に支払った医療費の総額

ている。 悪化させるため、 支払保険料を増大させ、 п NPの伸びとほぼ同じで安定しているのに対し、 比較したものである。比較対象である四カ国(フラン 国民医療費の伸びはGNPの伸びを毎年のように上 医療費の高騰は、 っている。 旧西独、イギリス、日本)の国民医療費の伸びはG また支払保険料の上昇は、 米国経済にとって大きな問題となっ 公的医療保険による支出や企業の 国家財政や企業の財務内容を 低所得者や中小企 米国

図 3 各国の国民医療費/GNP



;国民医療費は、CRS(議会調査局)、厚生省資料 OECD, National Accounts、世界経済白書 (91年、92年度は推定)

の米国国 九九二 なっている。 の一因とも 加入者問題

会の調 査機

され

ドルと推定 八三九〇 民医療費は

億

が

米国議 ている

関である議会予算局(CBO) 医療費は二○○○年までに約二倍の一兆六八○○億ドルに は、このままで行くと国民

なると予測している。

③頻繁に起きる医療過誤訴訟、 ているのは、①人口構造の高齢化、②高度医療技術の普及、 では市場メカニズムが働きにくい、ということが挙げられ 米国の医療費が高騰している原因として一般的に言われ ④医療という専門的な分野

ている。

業の医療

を困

四 マネジドケアによるコスト抑制努力

難に 険購入

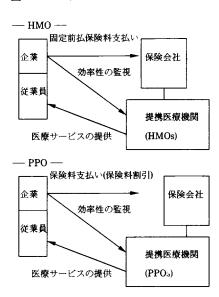
サー 型契約医療システム)が挙げられる。 持組織)やPPO MO (Health Maintenance Organizations を図るシステムを総称していうものであり、 の価格を事前に交渉することで、医療の質や効率性の向上 か適正な治療が行われているかを監視したり医療サービス 社が一体となって、医療機関の治療内容に無駄がないかと を生み出し、一九八〇年代の前半頃からはマネジドケアと 払うというものであった(fee for service — いう新たなシステムが普及し始めた。これは企業や保険会 しかし医療費コストの上昇は従来のシステムを見直す機運 民間保険会社が提供する医療保険は、 ビスに費やした実費を医療機関からの請求に応じて支 (Preferred Provider Organizations — 医療機関が医療 会員制民間健康維 出来高払い制)。 代表としてH

制される。 けられる。 であり、 れる月額固定料金の範囲内で医療サービスを提供する機関 HMOは、企業から制度加入者の人数に応じて前払いさ 加入者は契約を結んだHMOでのみサービスを受 料金が固定前払いのため過剰治療等の無駄が抑

マネジドケアの普及は近年著しく、

米国の調査機関KP

図 4 HMO, PPOのしくみ



われる。 について絶えず監視することになるため、 のコンピュータ・システム等を通じて医療機関の治療内容 択基準として契約を締結する。 とまった患者を確保できる見返りとして治療費の割引が み医療サービスを受けられるというもので、 て医療の質や効率性を高めようとすることになる。 P P O 企業は各HMO、 φ 加入者が特定の提携医療機関グルー PPOの治療内容や効率性を選 契約後も企業は、 各医療機関は競 医療機関が 保険会社 プか 束 O)

> は一八 M G 医療保険に加入している従業員のうちマネジドケアを活用 平均コストは二九六八ドルだったのに対し、 て行った分析の結果、 ロビンソン教授がバンク・オブ・アメリカの従業員に対し ことを指摘している(ビジネス・インシュアランス一九九二年 マネジドケアが幾らかのコスト抑制効果を生み出している HMOの保険料は九・八%の上昇だったことを例示して、 プランの保険料は平均で一一・○%上昇したのに対して、 ているということである。 した制度に加入している従業員の割合は、 一九%だったのに対し一九九二年には五五%以上に急増 ○月二六日号)。またカリフォルニア大学のジェ のピートマーイックの調査によれば、 五三ドルであったということである(一九九三年四 伝統的プランの従業員一人当たりの 同機関は、 一九九二年の伝統的 一九八八年には 企業の HMOの場合)提供 1 ムズ・ ける

クリントン大統領の改革

五

月五日

フィナンシャル・タイムズ)。

改革が必要である。医療制度改革案として、現在クリントするには未加入者問題への対応も含めたより包括的な制度医療費抑制面に限られる。このため、医療問題全体を解決値述のマネジドケアは法的に強制されておらず、効果も

思われる。 中心としてクリントン大統領の改革案は作成されるものと ション(管理された競争)という考え方であり、 ン大統領が強く支持しているのは、 マネジド・ この概念を コンペティ

マネジド・コンペティション

概要は以下のようなものである。 によって提案されている。マネジド・コンペティショ 員会であるジャクソン・ホール・グループによって構築さ ンペティションの概念は、 トロールに従わせようという考え方である。マネジド・ 競争の側面を維持しながらも、 マネジド・コンペティションは、 五七人の下院民主党員からなる保守民主党フォーラム 医療関係者や学者による特別委 市場をある程度政府のコン 医療市場における自 コ

(1) HIPC (Health Insurance Purchasing Cooperatives)

なる。 保険購入組合)という公的組織を地域毎に設立することに う民間医療保険組織と、 組織である。それぞれのHIPCは、 マネジド・コンペティションの下では、 HIPCは中小企業の雇用主や個人を加入者とする 医療保険の価格や契約内容につい A H P H I P C (後述) とい (医療

な目的である。 競争を促進し、 保険を購入することで、中小企業や個人の交渉力を高めて 図 5 マネジド・コンペティションの概念図 加入者を代表して交渉を行う。このように集団で医療 個人 中小企業 大企業 低所得者には 直接AHPから 価格の抑制を図るというのがこの制度の主 連邦政府が 医療保険を購入 保険料を支払う HIPC (医療保険購入組合) 医療保険購入 AHP AHP (認定医療保険組織) AHP AHP 監視·指導 監視 指導 NHB (国家医療委員会)

(2)AHP (Accountable Health Partnerships)の認可

政府からAHPとして認可されるためには、これらの医療成されたネットワークとしての民間医療保険組織である。売者である保険会社と病院や医師等の医療機関によって形HIPCとして集団を形成するのに対して、医療保険の販AHPとは、医療保険の購入者である中小企業や個人が

ュニティ・レーティングを義務づけられる他、待ち時間や者に対して疾病歴等に関わらず同一保険料を設定するコミる能力が必要とされる。AHPは、HIPCの全ての加入

保険組織は政府によって指定された標準医療保障給付のパ

ッケージを全て取り揃えていることや医療コストを抑制す

③ NHB (National Health Board)の設立

材料として提供しなければならない。

治療内容に関するデータを、HIPCがAHPを選択する

向上のためにAHPの指導を行う。費者に情報を提供する。また医療サービスの質や効率性の処理を標準化したり、各AHPのサービスの質について消る。NHBは、医療市場全体を監督しAHPの会計や事務立機関をイメージしたNHB(国家医療委員会)が設立されこの制度全体を監督する機関として、FRBのような独

現在の連邦と州の税法では、企業によって提供される医④ 損金算入限度額の設定

米国医療保険制度改革の行方

には出来るだけ低価格の医療保険を購入しようというインるAHPの保険料が限度とされる。これにより、HIPCでは、損金算入額は地域で最も低コストのプランを提供すとになっている。しかしマネジド・コンペティションの下療保険の保険料は全て、事業費として損金に算入できるこ

2. 残された検討課題

センティブが働く。

る。作業部会では幾つかの補足・修正が行われると予想され作業部会では幾つかの補足・修正が行われると予想されない。実際には更に以下のような検討課題が残されており、マネジド・コンペティションはあくまでも青写真に過ぎ

(1) 国民皆保険をいかに達成するのか

よりも余分にかかるということである。同作業プランは、達成するには年間三百億ドルから九百億ドルの費用が現在で業プランによれば、プログラムにもよるが国民皆保険をするのかという問題が残る。作業部会が準備的に作成したしも国民皆保険の達成を保証するものではない。約三六○入を強制するかどうかについては明確にしておらず、必ずスキジド・コンペティションの概念は、企業に保険の購マネジド・コンペティションの概念は、企業に保険の購

支払うことを提案している。全ての企業は標準的な医療保障のコストの七五~八○%を

追加的なコスト抑制策をどうするか

可能性が強いと思われる。

ハ 医療制度改革の今後

スすることで、ある程度の医療費抑制が期待できる。というでは、にのでは、情報提供の義務付けや保険料の損金算手の交渉力の強化、情報提供の義務付けや保険料の損金算手の交渉力の強化、情報提供の義務付けや保険料の損金算手の交渉力の強化、情報提供の義務付けや保険料の損金算手の交渉力の強化、情報提供の義務付けや保険料の損金算手の交渉力の強化、情報提供の義務付けや保険料の損金算手の交渉力の強化、情報提供の義務付けや保険料の損金算手の交渉力の強化、情報提供の表務付けや保険料の損金算手の交渉力の強化、情報提供の義務付けや保険料の損金算手の交渉力の強化、情報提供の義務付けや保険料の損金算手の交渉力の強化、情報提供の表別が関係できる。

三年四月一九日号)。 いると伝えられている (ナショナル・アンダーライター一九九

ローチが求められる。何年かに亘り段階的に実施していくという根気強いアプ保険を達成することは困難である。制度改革にあたっては、相当の財源がかかるため、制度改革によって直ちに国民皆いずれにしても全ての国民が医療保障を受けるためにはいずれにしても全ての国民が医療保障を受けるためには

七 民間保険会社への影響

していない。

民間保険会社の中でも規模の大きいものは、活動範囲も民間保険会社の中でも規模を通じ、マネジドケアによる治療が成しやすい。現在大手の保険会社のほとんどは、HMOを開にわたり、HMOやPPOといったネットワークを上間保険会社の中でも規模の大きいものは、活動範囲も

している会社が多い。 一方規模の小さい保険会社はHMOやPPOのようなネー方規模の小さい保険会社はHMOやPPOのようなネー

ョンの下、これらの小規模な保険会社は相当不利になるとめ、価格競争の促進を目的としたマネジド・コンペティシ伝統的医療保険は治療効率の面でマネジドケアに劣るた

米国医療保険制度改革の行方

予想される。 模保険会社の合併等により、業界の再編が加速することも考えられる。競争条件が有利な大手の保険会社による小規

は失われないと思われる。 は失われないと思われる。

〈主要参考文献〉

Henly J.Aaron, Serious and Unstable Condition, Brookings

野への特化が長期的生存への一つの鍵になると思われる。を迎えると予想されるが、ASOのような特殊サービス分

制度改革にあたり、今後小規模な保険会社は厳しい局面

- · The President's Comprehensive Health Reform Program
- National Health Expenditures; Trends From 1960-1989
 Congressional Research Service

- · Policy Analysis 1992 12/24, CATO INSTITUTE
- · OECD, National Accounts
- · Business Insurance 各号
- · National Underwriter 各号
- · Best's Review 各号
- ・厚生省保険局企画課「欧米諸国の医療保障」 ・医療保険制度研究会「目でみる保険白書」(平成四年版)

(住友生命総合研究所 研究員)